



こうかまちかど
特派員

にしだ のりこ
西田 乃里子

まちかど 特派員のページ

花奪いに使われる花は、神花保存会の皆さんによって一本ずつ手作りされています。保存会の一人、大原上田の井場道夫さんによると、芯花・並花・踊り子花など作り方が違うそうで、それぞれ裁断・染め・組立までいくつもの工程があります。約2000本の花は現在3名の方で作られ、祭が終わると同時に来年の花作りの準備が始まります。華やかな祭の主役を彩る花は保存会の皆さん



▲一本ずつ手作り

祭りの主役「花作り」

梅雨の気配が残る7月、甲賀町大鳥神社で大原祇園祭りが行われました。この祭りは「花奪い」行事としても有名で滋賀県指定無形民俗文化財に指定されています。花笠につけられた花を奪いあう荒々しい祭ですが、古くから疫病払いの神事として伝承されています。

大原祇園の伝統を守る

神花保存会・大久保区祇園講を訪ねて

※大原祇園は例年7月23日に宵宮が、24日に本祭(花奪い神事)が行われています。

▲祇園祭を盛り上げる神花



んの手によって大切に作られています。



▲出来上がった鮮やかな神花

「つの結び」 祇園講で受け継がれる

大原祇園は、祇園講と呼ばれる組織によって灯ろう張りや花蓋作りなどの準備が進められます。9年に1度の神輿の年には、花奪いで使われる警護棒を作る大切な仕事があります。今年、神輿番を



▲これがつの結び

務めた大久保区祇園講では、中



▲みんな「つの結び」に悪戦苦闘

大原村の祇園講はこうして伝統が受け継がれていく大切な場所であると感じました。花を奪い合う様子は荒々しく豪快ですが、大原の「ぎおんさん」の伝統は祭を大切に思う気持ちに守られています。



▲子どもたちも伝統の担い手

大鳥神社 ☎088-20008



第2回 信楽まちなか芸術祭 - 4

10月1日から20日にわたって行われる第2回まちなか芸術祭。今回は、陶芸の森会場での見どころを紹介します。

◆特別展「酒器の玉手箱」

滋賀県立陶芸の森にある陶芸専門美術館「陶芸館」では、「人生を楽しむ・やきものシリーズ」の第一弾として特別展「酒器の玉手箱」を10月2日～12月15日まで開催いたします。

「盃をかわす」「盃論」などの言葉が意味するように、それは単に飲酒器であるだけでなく、人間関係を媒介する道具であるともいえます。日本人は人と人との絆を深め、また日々の暮らしを楽しむために、さまざまな酒器を生み出してきました。

本展では、人生を楽しむ器文化の代表ともいえる「酒器」に注目し、江戸時代後期から現代までのこだわりのうつわ約140点を展示します。まるで玉手箱を開けたように、多彩なやきもの酒器の世界をお楽しみください。観覧料は一般600円、高大生450円です。



▲陶芸館

◆「登り窯・金山窯」の焼成プロジェクト

信楽で発掘調査された16世紀末の窯を再現した「金山窯」や登り窯を焼成することで、各窯の特徴や歴史を見つめなおし、伝統と技術を学ぶプロジェクトです。

また信楽陶器工業組合関係者、信楽陶芸作家協会、信楽高校セラミック科の生徒など、陶芸を志すもの相互の交流を図る機会とし、まちなか芸術祭を華やかに盛り上げます。

作品の窯詰めは9月22日～9月30日、焼成は10月1日～4日です。



▲焼成される金山窯

問い合わせ
信楽まちなか芸術祭
実行委員会事務局
☎70-3304
☎70-3141

※詳しくはホームページをご覧ください
<http://shigaraki-fes.com>

1日年金相談所

1日年金相談所の下半期の開設日は次のとおりです。

開設日 10月10日(木)、11月14日(木)、
12月12日(木)、1月9日(木)、
2月13日(木)、3月13日(木)

場所 水口社会福祉センター
2階中会議室

※事前に草津年金事務所へお申し込みください。後日、受付票が送付されますので内容をご確認ください。

問い合わせ申し込み

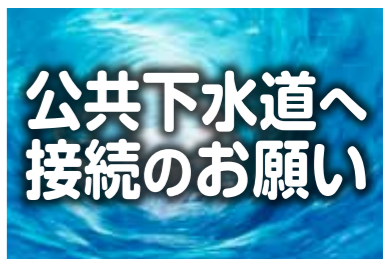
☐草津年金事務所
077-567-1383 (予約専用)
077-567-1311 (お客様相談室)
077-562-9638 (予約専用FAX)

問い合わせのみ

☐保険年金課
☎65-0688 ☎63-4618
(市役所での予約受付は行っていません)

●排水設備工事は指定工事店で 排水設備(宅地内の排水管)の工事は

整備されても、各ご家庭の接続がなければ、十分な効果を発揮することができません。また、地域内で下水道へ接続されていないご家庭がある場合、下水道による生活環境の向上や、公共用水域の水質汚濁防止が見込めませんので、早期の接続をお願いいたします。



市では、下水道整備を水道整備の順次進めており、水洗化率(世帯)は82.9%(平成25年3月末日現在)となっております。

9月10日は「下水道の日」
1961年当時、全国普及率が6%だった下水道のPRのため制定されました。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

定められた基準どおりに施工されないと、故障の原因になるだけでなく、下水道関連施設へも悪影響を及ぼすため、必ず「指定工事店」で排水設備工事を施工してください。
※「指定工事店」とは、定められた規定の要件を満たしている工事業者を申請に応じて、市が指定しているものです。

問い合わせ
下水道課 計画普及係
☎86-8012 / ☎86-8390